

# 令和4年度高知県観光地域づくり人材育成事業委託業務 仕様書

## 1 委託業務名

令和4年度高知県観光地域づくり人材育成事業委託業務

## 2 事業の目的

県では、県全体での観光客の滞在日数を増加させ、観光消費額の拡大につながるよう、より大きな面で受ける観光の実現に向け、広域観光組織（※1）の体制及び機能強化に取り組むこととしている。

本事業では、全国から選ばれる広域エリア単位での滞在型観光地域づくり（※2）を進めるため、広域観光組織等が、稼げる観光地域づくりに必要となるマーケティングやマネジメント等の機能を発揮し、市町村をまたがる滞在型観光プラン整備計画（※3、※4）を実行してもらうことで、観光地域づくりを担う人材育成を図る。

### ※1 広域観光組織

地域が主体となった、全国からの誘客につながる観光地域づくりを推進するため、複数市町村を一体とした観光地域として、広域観光振興計画に基づき、マーケティングやプロモーション、旅行商品の造成・販売、観光人材の育成等の機能を担っている、広域での観光地域づくりの中心的役割を担う組織

<参考> 令和4年4月1日現在の広域観光組織

（一社）高知県東部観光協議会、（一社）物部川DMO協議会、（一社）土佐れいほく観光協議会、（一社）仁淀ブルー観光協議会、奥四万十観光協議会、（一社）幡多広域観光協議会

### ※2 滞在型観光地域づくり

広域エリア単位で、以下の条件が実現された状態

- ・観光客のニーズ（見る、遊ぶ、食べる、買う、泊まる、移動するなど）に合わせたサービスが複数市町村にまたがる一定のエリア内で提供できている
- ・関係者（市町村、観光協会、宿泊施設、飲食店、体験プログラム事業者、土産物店、交通機関等）が連携して、エリア内での宿泊につながる事業者間連携や情報拡散・相互誘導、地元ならではの食や製品の提供等、観光客の地域での周遊箇所数が増加し、滞在時間が延長されることによる消費拡大に向けた仕組みを有している
- ・関係者が主体的に関わり、取組のPDCAを回す仕組みを有している
- ・訪日外国人観光客の受入も見据えた、地域での消費拡大に向けた対応（キャッシュレス決済、多言語対応等、快適に周遊できる受入態勢の整備）ができている

### ※3 滞在型観光プラン

コンセプトに沿って、ターゲットとなる観光客が地域をどのように楽しめるのか（見る、遊ぶ、食べる、買う、泊まる、移動するなど）を示した、周遊・滞在モデル

### ※4 滞在型観光プラン整備計画

広域観光組織が主体となり、関係者と連携して作成するもので、滞在型観光プランを実現する仕組みの構築に向けたコンテンツの充実や受入環境整備等について、各事業の概要や実施主体、スケジュール等を定めた3ヶ年計画

<滞在型観光プラン整備計画の項目>

- ・コンセプト
- ・ターゲット
- ・事業実施主体
- ・目標設定及び成果の把握方法
- ・対象地域と主な資源及びその選定理由
- ・事業の概要（地域でのコンテンツの充実や受入環境整備等、関係者の連携の具体策及び地域の周遊・滞在モデル（地域でコンテンツの充実や受入環境整備等の具体策を講じることにより観光客がどのように周遊・滞在できるか等を整理））
- ・各事業における関係者の役割分担（実施主体）と計画期間中の実行スケジュール
- ・プロモーション戦略

＜各広域観光組織の滞在型観光プラン整備計画に基づく取組内容（令和4年3月17日時点）＞

- ・（一社）高知県東部観光協議会  
旅の目的となる産業・絶景等の観光コンテンツの充実による宿泊施設を起点とした周遊・滞在促進
- ・（一社）物部川DMO協議会  
子育てファミリー層をターゲットとして、地元の産業や文化体験等を生かした、当日・前日予約可能な体験プログラムを軸にした滞在型観光の推進
- ・（一社）仁淀ブルー観光協議会  
「仁淀川プラスワンの滞在」をコンセプトに、地域資源を生かした体験プログラム等を組み込んだ滞在型観光プランの造成による周遊促進
- ・（一社）幡多広域観光協議会  
幡多地域の豊かな山・川・海を活用した「観光×SDGs」の観光商品の造成による誘客・周遊の促進と地域消費の拡大
- ・（一社）土佐れいほく観光協議会  
嶺北地域ならではの体験プログラムの充実と宿泊施設との連携の仕組みづくりによる周遊・滞在促進
- ・奥四万十観光協議会  
宿泊施設を起点とした、自然資源を活用したアウトドアレジャー施設や体験プログラム等への周遊促進

### 3 事業内容

#### (1) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### (2) 事業の詳細

本事業においては、以下に掲げる業務を実施することとし、それぞれの業務に際しては、広域観光組織及びその他参加者に対するきめ細かな指導・助言を行うこと。

なお、本業務のイメージは別添「令和4年度観光地域づくり人材育成事業のイメージ」のとおり。

#### ア 地域コーディネーターによる滞在型観光プラン整備計画のフォローアップ

##### (ア) 支援内容

- ・広域観光組織が中心となって実施する、市町村や観光協会、関係事業者等が参加する分科会等で、滞在型観光プラン整備計画に沿った取組の進捗状況の確認や取組内容の検討、取組の評価、計画の見直し等を各広域観光組織（6組織）に担当の地域コーディネーターを割り当てて支援すること。

なお、支援にあたっては、令和3年度に策定または見直した滞在型観光プラン整備計画の内容の拡充（滞在型観光プランの内容の充実）や取組市町村の拡大等を新たに検討するよう支援することとする。

- ・令和3年度に策定または見直した滞在型観光プラン整備計画で整理した広域観光組織の役割（マーケティング調査や計画した取組を進めていくための関係者との調整、取組の効果検証等）に沿った取組の実施に対して支援すること。

##### (イ) 対象者及び支援回数

- ・高知県東部観光協議会、物部川DMO協議会、仁淀ブルー観光協議会、幡多広域観光協議会  
広域観光組織ごとに月1回程度
- ・土佐れいほく観光協議会、奥四万十観光協議会  
広域観光組織ごとに月1～2回程度

##### (ウ) 支援方法

現地に訪問するなどして支援するほか、必要に応じて広域観光組織の職員からの電話やメール

等での相談に対応すること。

イ 実証事業やマーケティングアドバイザーの配置等の各種支援

滞在型観光プラン整備計画で定めた取組について、より実効性のある取組とするために、必要に応じて、観光客の動向やニーズの把握等に必要な各種調査やモニターツアー等の実証事業、取組内容に合った専門家（講師、アドバイザー）の招へい等により取組の磨き上げを行うよう支援すること。

また、マーケティングアドバイザーを配置し、広域観光組織が将来にわたって継続的にマーケティング機能を発揮して取組を推進していくために、県や各広域観光組織が行っている各種調査結果による現状・課題の把握や、各広域観光組織が実施する事業においてマーケティングデータの収集やそれを活用した事業の効果検証を行うよう働きかけるとともに、調査・分析手法や活用方法について、具体的なアドバイスを行うこと。（広域観光組織ごとに年4回程度）

ウ 中間取組共有会及び年度末取組発表会の開催

各エリアの取組の横展開や広域エリアをまたがる連携を見据え、地域を越えた意見交換、情報共有の場として、中間取組共有会及び年度末取組発表会を開催すること。

(3) 対象経費等

地域コーディネーター及びマーケティングアドバイザーの活動費、専門家（講師、アドバイザー）の手配、移動、実証事業の実施に直接必要となる経費、委託業務にかかる報告書の作成は、本委託業務に含むものとする。

## 4 成果品

(1) 提出する成果品

ア 業務の報告書として、以下の(ア)、(イ)及び(ウ)について、7月末、9月末及び12月末時点のものを翌月15日までに提出すること。

また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

(ア) 3の(2)のア及びイの広域観光組織ごとの滞在型観光プラン整備計画に基づく取組の進捗状況及び今後の予定

(イ) 3の(2)のア及びイの支援日ごとの支援内容等を記載した、地域コーディネーター及びマーケティングアドバイザーの業務日誌及び使用した資料

(ウ) 3の(2)のウの実施概要及び使用した資料

イ 事業終了後、事業の全体概要と上記アの(ア)、(イ)及び(ウ)の最終版を提出すること。

ウ 上記イについて、写真等実施状況が確認できるものを添付すること。

エ 上記イ及びウをまとめて製本したものを1部及びその電子データをCD-Rで1部提出すること。

オ その他参考資料を提出すること。

(2) 提出先

高知県観光振興部地域観光課

## 5 その他の留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。

(2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(3) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。